（自動車検査官の任命に関する経過措置）

**第三条**　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの省令による改正前の自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則第九条第一項第一号又は同条第二項第一号若しくは第二号に規定する業務に従事した期間については、それぞれ、この省令による改正後の自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則第九条第一項第一号又は同条第二項第一号若しくは第二号に規定する業務に従事した期間とみなす。

（自動車検査員の要件に関する経過措置）

**第四条**　施行日前にこの省令による改正前の指定自動車整備事業規則第四条第三号に規定する者については、この省令による改正後の指定自動車整備事業規則第四条第三号に規定する者とみなす。

（軽自動車検査員の要件に関する経過措置）

**第五条**　施行日前にこの省令による改正前の軽自動車検査協会に関する省令第十四条第二号又は第三号に規定する業務に従事した期間については、それぞれ、この省令による改正後の軽自動車検査協会に関する省令第十四条第二号又は第三号に規定する業務に従事した期間とみなす。

（審査事務等を実施する者に関する経過措置）

**第六条**　施行日前にこの省令による改正前の自動車検査独立行政法人に関する省令第二十五条第一号から第三号までに規定する事務に従事した期間については、それぞれ、この省令による改正後の独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令（以下「機構省令」という。）第二十五条第一項第一号から第三号までに規定する事務に従事した期間とみなす。

2　施行日前にこの省令による廃止前の独立行政法人交通安全環境研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十六号）第二十五条第二号に規定する者については、機構省令第二十五条第二項第二号に規定する者とみなす。

3　施行日前にこの省令による廃止前の独立行政法人交通安全環境研究所に関する省令第二十五条第三号から第五号までに規定する事務に従事した期間については、それぞれ、機構省令第二十五条第二項第三号から第五号までに規定する事務に従事した期間とみなす。

（自動車点検員に関する経過措置）

**第七条**　施行日前にこの省令による改正前の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第十四条第三号に規定する者については、この省令による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第十四条第三号に規定する者とみなす。

（中期計画の認可申請に関する経過措置）

**第八条**　施行日を含む事業年度を最初の事業年度とする中期計画に係る機構省令第五条第一項の規定の適用については、同項中「中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは、「平成二十八年四月一日以後最初の中期目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。

**○国土交通省令第十五号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の四第一項、第七十五条の五第二項及び第七十六条の規定に基づき、並びに同法第七十五条の二の規定を実施するため、共通構造部型式指定規則を次のように定める。

平成二十八年三月一日

国土交通大臣　石井　啓一

共通構造部型式指定規則

（この省令の適用）

**第一条**　道路運送車両法（以下「法」という。）第七十五条の二第一項の規定による共通構造部の型式についての指定（以下「指定」という。）の手続その他指定に関する実施細目は、この省令の定めるところによる。

（指定の申請）

**第二条**　指定の申請は、特定共通構造部を製作することを業とする者又はその者から特定共通構造部を購入する契約を締結している者であって当該特定共通構造部を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される特定共通構造部を製作することを業とする者又はその者から当該特定共通構造部を購入する契約を締結している者であって当該特定共通構造部を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製作者等」という。）が、製作又は販売（以下「製作等」という。）をする特定共通構造部について行うものとする。

**第三条**　指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定共通構造部を機構に提示しなければならない。

一　特定共通構造部の名称及び型式

二　車台の名称及び型式

三　車体の名称及び型式

四　申請者の氏名又は名称及び住所

五　主たる製作工場の名称及び所在地

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号及び第六号を除く。）を添付しなければならない。

一　申請に係る特定共通構造部の構造、装置及び性能を記載した書面

二　申請に係る特定共通構造部の外観図

三　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定（申請に係る特定共通構造部が対象となる部分に限る。）に適合することを証する書面（法第七十五条の三第一項の指定を受けた装置については、当該指定を受けたことを証する書面）

四　品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面（申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合（申請に係る特定共通構造部に関し、前項第五号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。）にあっては、登録されていることを証する書面）

五　製作者等が申請に係る特定共通構造部に法第七十五条の四第一項に規定する表示を付する場合にあっては、表示位置及び表示方式を記載した図面

六　前条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

3　国土交通大臣又は機構は、前二項に規定するもののほか、申請者に対し、指定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

**第四条**　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第二号様式による申請書及び当該指定特定共通構造部の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定共通構造部の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面の添付に代えることができる。